

新旧対照表

○沖縄県浄化槽取扱要綱

改正案	現行
<p>沖縄県浄化槽取扱要綱</p>	<p>沖縄県浄化槽取扱要綱</p>
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。） 、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び沖縄県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和62年沖縄県条例第14号。以下「条例」という。）に定めるほか、浄化槽の設置及び関係者の責務等に関し必要な事項を定めることにより、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。） 、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び沖縄県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和62年沖縄県条例第14号。以下「条例」という。）に定めるほか、浄化槽の設置及び関係者の責務等に関し必要な事項を定めることにより、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。</p>
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱において、用語の意義は、法、建築基準法及び条例に定めるところによる。</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱において、用語の意義は、法、建築基準法及び条例に定めるところによる。</p>
<p>(設置等の届出)</p> <p>第3条 浄化槽を設置し、又は変更しようとする場合の届出等は、それぞれ次によるものとする。</p> <p>(1) 法に基づく場合</p> <p>ア 法第5条第1項の規定に基づく浄化槽の設置届出及び変更の届出は、<u>浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画</u>に関する省令（昭和60年9月27日厚生省・建設省令第1号）で定める様式によるものとする。</p>	<p>(設置等の届出)</p> <p>第3条 浄化槽を設置し、又は変更しようとする場合の届出等は、それぞれ次によるものとする。</p> <p>(1) 法に基づく場合</p> <p>ア 法第5条第1項の規定に基づく浄化槽の設置届出及び変更の届出は、<u>浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出</u>に関する省令（昭和60年9月27日厚生省・建設省令第1号）で定める様式によるものとする。</p>

イ 浄化槽設置（変更）届出書は、浄化槽の設置場所を管轄する保健所長に3部提出するものとする。この場合において、保健所長は受理後、浄化槽設置（変更）届出書に受理印を押印し、その1部を設置者に返却するとともに、1部を当該設置場所を管轄する特定行政庁（建築主事を置く市町村にあっては、当該市町村長。以下同じ。）に遅滞なく送付するものとする。

(2) 建築基準法に基づく場合

ア 建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請、同法第6条の2第1項（第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は、同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく計画通知をする場合は、建築確認申請書又は計画通知書に浄化槽設置（変更）計画書（様式第1号）を3部添付するものとする。この場合において、建築主事又は指定確認検査機関は、建築基準法第93条第5項の規定に基づく保健所長への通知（様式第2号）にその1部を添付するものとする。

イ 保健所長は、アの規定により建築主事又は指定確認検査機関から通知のあった浄化槽設置（変更）計画について、その保守点検及び清掃その他生活環境の保全及び公衆衛生上の観点から改善の必要があると認める場合は、建築主事又は指定確認検査機関に遅滞なく意見書を送付するものとする。

ウ 建築基準法に基づき、建築確認を受けた後、建築工事完了までの期間中に浄化槽を設置又は変更しようとする者は、浄化槽設置（変更）計画書3部を建築主事又は指定確認検査機関に提出するものとする。この場合の事務取扱いは、ア及びイの規定を準用する。

エ 対象となる浄化槽が公共浄化槽であり、市町村が第3条の2で定める設置計画の協議を完了している場合は、建築確認申請書に協議を

イ 浄化槽設置（変更）届出書は、浄化槽の設置場所を管轄する保健所長に3部提出するものとする。この場合において、保健所長は受理後、浄化槽設置（変更）届出書に受理印を押印し、その1部を設置者に返却するとともに、1部を当該設置場所を管轄する特定行政庁（建築主事を置く市町村にあっては、当該市町村長。以下同じ。）に遅滞なく送付するものとする。

(2) 建築基準法に基づく場合

ア 建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請、同法第6条の2第1項（第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は、同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく計画通知をする場合は、建築確認申請書又は計画通知書に浄化槽設置（変更）計画書（様式第1号）を3部添付するものとする。この場合において、建築主事又は指定確認検査機関は、建築基準法第93条第5項の規定に基づく保健所長への通知（様式第2号）にその1部を添付するものとする。

イ 保健所長は、前号の規定により建築主事又は指定確認検査機関から通知のあった浄化槽設置（変更）計画について、保守点検及び清掃その他生活環境の保全及び公衆衛生上の観点から改善の必要があると認める場合は、建築主事又は指定確認検査機関に遅滞なく意見書を送付するものとする。

ウ 建築基準法に基づき、建築確認を受けた後、建築工事完了までの期間中に浄化槽を設置又は変更しようとする者は、浄化槽設置（変更）計画書3部を建築主事又は指定確認検査機関に提出するものとする。この場合の事務取扱いは、前各号の規定を準用する。

(新設)

反映した書類並びに保健所長及び特定行政庁から交付された同意書を添付するものとする。(なお、この場合において、ア及びウで規定する浄化槽設置(変更)計画書の添付は不要とし、建築基準法第93条第5項の規定に基づく保健所長への通知のみ行うものとする。)

(3) 添付書類

浄化槽設置(変更)届出書及び浄化槽設置(変更)計画書には、次の書類及び図面を添付するものとする。なお、浄化槽の構造図及び仕様書並びに処理工程に変更がある場合には変更後の処理工程図を添付するものとし、その他の変更の場合は、変更部分に係る書類及び図面のみの添付でよいものとする。

- ア 配置図
- イ 建築物各階平面図
- ウ 屋内外給排水配管図
- エ 浄化槽設計計算書
- オ 浄化槽構造図
- カ 浄化槽仕様書
- キ 浄化槽処理工程図
- ク 処理対象人員算定書(必要に応じて)
- ケ 浄化槽法第7条検査依頼書(指定検査機関に検査手数料を支払済であることを証したもの)
- コ 県が指定する講習会の受講済証又は、受講猶予届出書、受講免除届出書
- サ 浄化槽等の維持管理に関する誓約書(様式第8号)
- シ その他必要と認められる書類

ただし、法第13条第1項又は第2項の規定に基づき型式の認定を

(3) 添付書類

浄化槽設置(変更)届出書及び浄化槽設置(変更)計画書には、次の書類及び図面を添付するものとする。なお、浄化槽の構造図及び仕様書並びに処理工程に変更がある場合には変更後の処理工程図を添付するものとし、その他の変更の場合は、変更部分に係る書類及び図面のみの添付でよいものとする。

- ア 配置図
- イ 建築物各階平面図
- ウ 屋内外給排水配管図
- エ 浄化槽設計計算書
- オ 浄化槽構造図
- カ 浄化槽仕様書
- キ 浄化槽処理工程図
- ク 処理対象人員算定書(必要に応じて)
- ケ 浄化槽法第7条検査依頼書(指定検査機関に検査手数料を支払済であることを証したもの)
- コ 県が指定する講習会の受講済証又は、受講猶予届出書、受講免除届出書
- サ 浄化槽等の維持管理に関する誓約書(様式第8号)
- シ その他必要と認められる書類

ただし、法第13条第1項又は第2項の規定に基づき型式の認定を

受けた浄化槽にあつては、認定書（ 法第 16 条による更新を受けたものはその認定の写し）、建築基準法第 68 条の 10 第 1 項の規定に基づく型式適合認定書及び別添仕様書及び図面の写しを添付することにより、エからキまでの書類等を省くことができる。

また、コの添付が困難な場合は保健所長と協議するものとする。

(公共浄化槽の設置計画の協議に係る事務取扱い)

第 3 条の 2 法第 12 条の 5 第 4 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による公共浄化槽の設置計画の協議に係る事務の取扱いについては、次の各号の手続きにより行うものとする。

- (1) 法第 12 条の 5 第 4 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく協議は、協議申出書（様式第 1-2 号）（以下「協議書」という。）及び公共浄化槽設置（変更）計画（様式第 1-3 号）によるものとし、保健所長及び特定行政庁に提出するものとする。
- (2) 協議書に添付する書類については、第 3 条第 1 項第 3 号を準用する（イ、ウ及びコについては市町村が設置者となるため不要とする。ただし、イ及びウについて協議の円滑化のために必要な情報として保健所長又は特定行政庁からの求めがある場合は提出すること）。なお、ケについては、保健所長との協議書に「保健所用」及び「浄化槽検査機関用」を、特定行政庁との協議書に「建築確認検査機関用」を添付するものとする。また、市町村が建築物の汚水を浄化槽に流入させるために必要な污水管その他の排水施設を設置する場合においては、当該浄化槽ごとに、当該施設の概要を添付すること。
- (3) 保健所長及び特定行政庁は、第 1 号で規定する協議書の内容が相当であると認められる場合は、公共浄化槽を設置しようとする市町村

受けた浄化槽にあつては、認定書（浄化槽法第 16 条による更新を受けたものはその認定の写し）、建築基準法第 68 条の 10 第 1 項の規定に基づく型式適合認定書及び別添仕様書及び図面の写しを添付することにより、エからキまでの書類等を省くことができる。

また、コの添付が困難な場合は保健所長と協議するものとする。

(新設)

<p>(3) 浄化槽は、生活環境の保全及び維持管理上支障のない場所に設置すること。</p> <p>(建物の用途変更等)</p> <p>第5条の2 建築物の増築及び用途変更等により、既設の浄化槽の処理能力を超過する恐れがある場合は、新たな処理対象人員に応じた浄化槽の設置又は改造を行うよう努めなければならない。</p> <p>(放流先)</p> <p>第5条の3 浄化槽から放流する処理された水（以下、「放流水」という。）の放流先は、放流水が停滞することなく流れる構造とし、生活環境の保全及び公衆衛生上支障のない場所とする。ただし、適当な放流先がない場合で、別紙〈公共用水域以外への放流方法〉の「蒸発散方式」を行うときは、この限りではない。</p> <p>2 放流水の地下浸透放流は、地下水の汚染につながり、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を生じるおそれがあることから、原則として禁止とする。ただし、地下浸透放流以外の放流方法が全くない場合で、別紙〈公共用水域以外への放流方法〉の「地下浸透放流」を行うときは、この限りではない。</p> <p>3 前2項のただし書きにより放流水を放流する場合は、第3条第1項第3号に規定する添付書類に、次に掲げる書類も追加すること。</p> <p>(1) 浄化槽放流水地下浸透等確認票（様式第6号）</p> <p>(2) 蒸発散施設又は地下浸透装置の設置位置図</p> <p>(3) 蒸発散施設又は地下浸透装置の規模、構造及び浸透能力を示した資料</p> <p>(4) 放流地点における土壌浸透能力を示す資料（地下浸透放流の場合のみ）</p> <p>(5) 飲用井戸等確認報告書及び必要に応じ講じる措置を示した資料（様式7号）</p>	<p>(3) 浄化槽は、生活環境の保全及び維持管理上支障のない場所に設置すること。</p> <p>(建物の用途変更等)</p> <p>第5条の2 建築物の増築及び用途変更等により、既設の浄化槽の処理能力を超過する恐れがある場合は、新たな処理対象人員に応じた浄化槽の設置又は改造を行うよう努めなければならない。</p> <p>(放流先)</p> <p>第5条の3 浄化槽から放流する処理された水（以下、「放流水」という。）の放流先は、放流水が停滞することなく流れる構造とし、生活環境の保全及び公衆衛生上支障のない場所とする。ただし、適当な放流先がない場合で、別紙〈公共用水域以外への放流方法〉の「蒸発散方式」を行うときは、この限りではない。</p> <p>2 放流水の地下浸透放流は、地下水の汚染につながり、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を生じるおそれがあることから、原則として禁止とする。ただし、地下浸透放流以外の放流方法が全くない場合で、別紙〈公共用水域以外への放流方法〉の「地下浸透放流」を行うときは、この限りではない。</p> <p>3 前2項のただし書きにより放流水を放流する場合は、第3条第1項第3号に規定する添付書類に、次に掲げる書類も追加すること。</p> <p>(1) 浄化槽放流水地下浸透等確認票（様式第6号）</p> <p>(2) 蒸発散施設又は地下浸透装置の設置位置図</p> <p>(3) 蒸発散施設又は地下浸透装置の規模、構造及び浸透能力を示した資料</p> <p>(4) 放流地点における土壌浸透能力を示す資料（地下浸透放流の場合のみ）</p> <p>(5) 飲用井戸等確認報告書及び必要に応じ講じる措置を示した資料（様式7号）</p>
--	--

<p>(6) 浄化槽法第 11 条検査依頼書</p> <p>(維持管理の監視・指導)</p> <p>第 5 条の 4 保健所長は、放流水の地下浸透放流を行う浄化槽について、適切な維持管理が行われていることの把握及び指導に努めるものとする。</p> <p>(浄化槽の構造)</p> <p>第 6 条 浄化槽の構造は、次の各号に適合するようにしなければならない。</p> <p>(1) 浄化槽の構造は、「尿尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件（昭和 55 年建設省告示第 1292 号）」によるほか、「浄化槽の構造基準・同解説」（（財）日本建築センター発行）に準拠すること。</p> <p>(2) 工場生産浄化槽の基礎は、厚さ 10 cm以上の砂利敷きの上に厚さ 10 cm以上のコンクリートを打設したもの又はこれと同等以上の効力があること。</p> <p>(3) 工場生産浄化槽の上部は、外部の荷重に十分耐えられる構造で、原則として厚さ 10 cm以上のコンクリート造スラブで保護されたものであること。</p> <p>(4) 屋外に設置する浄化槽の上面スラブ上端は、原則として地盤面から 3 cm以上高くし、雨水等の流入防止策を講ぜられたものであること。</p> <p>(5) 浄化槽の上部に上屋を設ける場合は、維持管理上支障のない空間を確保し、衛生上支障のない換気設備及び照明設備を設けること。</p> <p>(6) 浄化槽の近くには、その維持管理に必要な給水設備を設けること。</p> <p>(7) 浄化槽の設置場所は、区画、柵、堀等を設け、危険防止の措置を講じること。ただし、マンホールのふたが容易に開放することができない構造であり、かつ危険を生じるおそれがない場合は、この限りではない。</p>	<p>(6) 浄化槽法第 11 条検査依頼書</p> <p>(維持管理の監視・指導)</p> <p>第 5 条の 4 保健所長は、放流水の地下浸透放流を行う浄化槽について、適切な維持管理が行われていることの把握及び指導に努めるものとする。</p> <p>(浄化槽の構造)</p> <p>第 6 条 浄化槽の構造は、次の各号に適合するようにしなければならない。</p> <p>(1) 浄化槽の構造は、「尿尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件（昭和 55 年建設省告示第 1292 号）」によるほか、「浄化槽の構造基準・同解説」（（財）日本建築センター発行）に準拠すること。</p> <p>(2) 工場生産浄化槽の基礎は、厚さ 10 cm以上の砂利敷きの上に厚さ 10 cm以上のコンクリートを打設したもの又はこれと同等以上の効力があること。</p> <p>(3) 工場生産浄化槽の上部は、外部の荷重に十分耐えられる構造で、原則として厚さ 10 cm以上のコンクリート造スラブで保護されたものであること。</p> <p>(4) 屋外に設置する浄化槽の上面スラブ上端は、原則として地盤面から 3 cm以上高くし、雨水等の流入防止策を講ぜられたものであること。</p> <p>(5) 浄化槽の上部に上屋を設ける場合は、維持管理上支障のない空間を確保し、衛生上支障のない換気設備及び照明設備を設けること。</p> <p>(6) 浄化槽の近くには、その維持管理に必要な給水設備を設けること。</p> <p>(7) 浄化槽の設置場所は、区画、柵、堀等を設け、危険防止の措置を講じること。ただし、マンホールのふたが容易に開放することができない構造であり、かつ危険を生じるおそれがない場合は、この限りではない。</p>
---	---

(建築物の用途による制限)

第7条 建築物が飲食店、寮及び学校その他の集団給食施設等の油脂排出量が極めて多い用途に供される場合は、厨房排水の出口に油脂分離装置を設置すること。

- 2 粗大夾雑物が流出するおそれのある建築物の排出口には、荒目スクリーンと、スクリーンかす溜め槽を設けること。

(変更命令等)

第8条 浄化槽設置(変更)計画等の変更命令等の手続は、次によるものとする。

- (1) 保健所長は、法第5条第1項の浄化槽設置(変更)届出書を受理した場合、法第5条第2項の規定に基づき、その保守点検及び清掃その他生活環境の保全及び公衆衛生上の観点から改善の必要があると認めるときは、当該浄化槽設置者に対し浄化槽改善勧告(様式第9号)を行い、特定行政庁にその旨通知するものとする。
- (2) 特定行政庁は、法第5条第1項の浄化槽設置(変更)届出書を受理した場合、その構造について審査を行い、当該届出に係る浄化槽の設置又は変更の計画が浄化槽の構造に関する建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合しないと認めるときは、当該浄化槽設置者に対し浄化槽変更(廃止)命令(様式第10号)を行い、保健所長にその旨通知するものとする。

(使用開始の報告)

第9条 法第10条の2第1項の規定に基づく浄化槽使用開始の報告は、浄化槽使用開始報告書(様式第11号)によるものとし、保健所長に1部提出するものとする。

- 2 添付書類

(建築物の用途による制限)

第7条 建築物が飲食店、寮及び学校その他の集団給食施設等の油脂排出量が極めて多い用途に供される場合は、厨房排水の出口に油脂分離装置を設置すること。

- 2 粗大夾雑物が流出するおそれのある建築物の排出口には、荒目スクリーンと、スクリーンかす溜め槽を設けること。

(変更命令等)

第8条 浄化槽設置(変更)計画等の変更命令等の手続は、次によるものとする。

- (1) 保健所長は、法第5条第1項の浄化槽設置(変更)届出書を受理した場合、法第5条第2項の規定に基づき、その保守点検及び清掃その他生活環境の保全及び公衆衛生上の観点から改善の必要があると認めるときは、当該浄化槽設置者に対し浄化槽改善勧告(様式第9号)を行い、特定行政庁にその旨通知するものとする。
- (2) 特定行政庁は、法第5条第1項の浄化槽設置(変更)届出書を受理した場合、その構造について審査を行い、当該届出に係る浄化槽の設置又は変更の計画が浄化槽の構造に関する建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合しないと認めるときは、当該浄化槽設置者に対し浄化槽変更(廃止)命令(様式第10号)を行い、保健所長にその旨通知するものとする。

(使用開始の報告)

第9条 法第10条の2第1項の規定に基づく浄化槽使用開始の報告は、浄化槽使用開始報告書(様式第11号)によるものとし、保健所長に1部提出するものとする。

- 2 添付書類

<p>浄化槽使用開始報告書には、次の書類を添付するものとする。</p> <p>(1) 技術管理者の資格を証する書面（技術管理者を置かなければならない場合のみ）</p> <p>(2) 県が指定する講習会の受講済証（第3条の届出等の際に県の指定する講習会の受講を猶予された者に限る）</p> <p>（指定検査機関への通知）</p> <p>第10条 保健所長は、法定検査依頼書を受理後、法第57条第1項の規定により指定した機関（以下「指定検査機関」という。）に、<u>1月以内</u>に通知するものとする。</p> <p>2 保健所長は、浄化槽設置変更届出書、浄化槽変更計画書、浄化槽設置届出取り下げ書、<u>公共浄化槽設置計画取り下げ書、浄化槽設置中止の通知、浄化槽使用開始報告書、浄化槽技術管理者変更報告書、浄化槽管理者変更報告書、浄化槽廃止届出書、浄化槽休止届出書及び浄化槽使用再開届出書</u>を受理後、指定検査機関に、<u>速やかに</u>送付するものとする。</p> <p>（立入検査等）</p> <p>第11条 保健所長は、その職員に法に基づく立入検査を行わせた場合、必要に応じて<u>立入検査指導票（様式第12号）</u>を用いて改善事項を指示させ、さらに勧告を行う場合は様式第<u>13-1号</u>、施設の改善を命ずる場合は様式第<u>13-2号</u>を用いるものとする。</p> <p>（保守点検の記録）</p> <p>第12条 環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号。以下「規則」という。）第5条第2項の規定に基づく保守点検の記録は、浄化槽保守点検票（様式第14号、15号）を基準とする。</p>	<p>浄化槽使用開始報告書には、次の書類を添付するものとする。</p> <p>(1) 技術管理者の資格を証する書面（技術管理者を置かなければならない場合のみ）</p> <p>(2) 県が指定する講習会の受講済証（第3条の届出等の際に県の指定する講習会の受講を猶予された者に限る）</p> <p>（指定検査機関への通知）</p> <p>第10条 保健所長は、法定検査依頼書を受理後、法第57条第1項の規定により指定した機関（以下「指定検査機関」という。）に、<u>3月以内</u>に通知するものとする。</p> <p>2 保健所長は、浄化槽設置変更届出書、浄化槽変更計画書、浄化槽設置届出取り下げ書、<u>_____</u> <u>_____</u>浄化槽管理者変更報告書、浄化槽廃止届出書及び浄化槽休止届出書<u>_____</u> <u>_____</u>を受理後、指定検査機関に、<u>3月以内</u>に送付するものとする。</p> <p>（立入検査等）</p> <p>第11条 保健所長は、その職員に法に基づく立入検査を行わせた場合、必要に応じて<u>_____</u>改善事項を指示させ、さらに勧告を行う場合は様式第<u>12号</u>、施設の改善を命ずる場合は様式第<u>13号</u>を用いるものとする。</p> <p>（保守点検の記録）</p> <p>第12条 環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号。以下「規則」という。）第5条第2項の規定に基づく保守点検の記録は、浄化槽保守点検票（様式第14号、15号）を基準とする。</p>
--	--

<p>(清掃の記録)</p> <p>第 13 条 規則第 5 条第 2 項の規定に基づく清掃の記録は、浄化槽清掃記録票 (様式第 16 号) を基準とする。</p> <p>(技術管理者の変更報告)</p> <p>第 14 条 法第 10 条の 2 第 2 項の規定に基づく技術管理者の変更の報告は、浄化槽技術管理者変更報告書 (様式第 17 号) によるものとし、保健所長に 1 部提出するものとする。</p> <p>2 添付書類</p> <p>浄化槽技術管理者変更報告書には、技術管理者の資格を証する書面の写しを添付するものとする。</p> <p>(浄化槽管理者の変更報告)</p> <p>第 15 条 法第 10 条の 2 第 3 項の規定に基づく浄化槽管理者の変更の報告は、浄化槽管理者変更報告書 (様式第 18 号) によるものとし、保健所長に 1 部提出するものとする。</p> <p>(浄化槽廃止等の届出)</p> <p>第 16 条 法第 11 条の 2 第 1 項の規定に基づく浄化槽の使用の休止の届出及び同条第 2 項の規定に基づく浄化槽の使用を再開したとき又は使用が再開されていることを知ったときの届出は、保健所長に 1 部提出するものとする。</p> <p>2 法第 11 条の 3 の規定に基づく浄化槽の使用の廃止の届出は、保健所長に 1 部提出するものとする。</p>	<p>(清掃の記録)</p> <p>第 13 条 規則第 5 条第 2 項の規定に基づく清掃の記録は、浄化槽清掃記録票 (様式第 16 号) を基準とする。</p> <p>(技術管理者の変更報告)</p> <p>第 14 条 法第 10 条の 2 第 2 項の規定に基づく技術管理者の変更の報告は、浄化槽技術管理者変更報告書 (様式第 17 号) によるものとし、保健所長に 1 部提出するものとする。</p> <p>2 添付書類</p> <p>浄化槽技術管理者変更報告書には、技術管理者の資格を証する書面の写しを添付するものとする。</p> <p>(浄化槽管理者の変更報告)</p> <p>第 15 条 法第 10 条の 2 第 3 項の規定に基づく浄化槽管理者の変更の報告は、浄化槽管理者変更報告書 (様式第 18 号) によるものとし、保健所長に 1 部提出するものとする。</p> <p>(浄化槽廃止等の届出)</p> <p>第 16 条 法第 11 条の 2 第 1 項の規定に基づく浄化槽の使用の休止の届出及び同条第 2 項の規定に基づく浄化槽の使用を再開したとき又は使用が再開されていることを知ったときの届出は、保健所長に 1 部提出するものとする。</p> <p>2 法第 11 条の 3 の規定に基づく浄化槽の使用の廃止の届出は、保健所長に 1 部提出するものとする。</p>
---	---

(浄化槽台帳の作成等)

第 17 条 保健所長は、次に掲げる事項を記載した浄化槽____台帳を作成し、整理、保存の上、毎年 4 月末までに前年度末時点の当該台帳の写しを所轄市町村長あて送付するものとする。

また、各種届出等を受理した場合には、当該台帳に必要な事項を記載するものとする。

- (1) 設置者の氏名及び住所
- (2) 設置場所
- (3) 設置届出年月日
- (4) 浄化槽を設置した建築物の用途
- (5) 浄化槽の種類
- (6) 処理対象人員
- (7) 浄化槽型式名、浄化槽メーカー名、処理方式
- (8) 放流先
- (9) 使用開始予定年月日及び使用開始__年月日
- (10) 浄化槽管理者の氏名及び住所
- (11) 技術管理者の氏名
- (12) 法第 7 条第 1 項及び法第 11 条第 1 項の水質に関する検査の実施状況
- (13) 保守点検業の実施状況に関する事項
- (14) 清掃の実施状況に関する事項
- (15) 浄化槽工事業者の名称_____
- (16) 休止年月日
- (17) 使用再開予定年月日及び使用再開年月日
- (18) 使用廃止年月日及び廃止の理由

2 保健所長は、第 16 条第 2 項の規定による届出があった場合（同規定による届出が無く浄化槽を廃止した事実が判明した場合を含む。）は、浄化槽台帳につき、当該浄化槽の廃止の登録を行うものとする。

(浄化槽台帳の作成等)

第 17 条 保健所長は、次に掲げる事項を記載した浄化槽設置台帳を作成し、整理、保存の上、毎年 4 月末までに前年度分の当該台帳の写しを所轄市町村長あて送付するものとする。

また、各種届出等を受理した場合には、当該台帳に必要な事項を記載するものとする。

- (1) 設置者の氏名及び住所
- (2) 設置場所
- (3) 設置届出年月日
- (4) 浄化槽を設置した建築物の用途
- (5) 浄化槽の種類
- (6) 規模人員
- (7) _____処理方式
- (8) 放流先
- (9) _____使用開始の年月日
- (10) 浄化槽管理者の氏名_____
- (11) 技術管理者の氏名
- (12) 保守点検業者の名称及び主たる事務所の所在地
- (13) 浄化槽工事業者の名称及び主たる事務所の所在地
- (14) 休止年月日
- (15) 休止期間

2 保健所長は、第 16 条第 2 項の規定による届出があった場合（同規定による届出が無く浄化槽を廃止した事実が判明した場合を含む。）は、浄化槽台帳につき、当該浄化槽の廃止の登録を行うものとする。

続を行うこと。

- (3) 規則第 5 条第 1 項の規定に基づく最初の保守点検を行った場合、浄化槽管理者に浄化槽使用開始報告書の提出について説明する_____こと。
 - (4) 保守点検の委託にあたっては、保健所と連携を密にし、設置届出等のない浄化槽の発見に協力すること。
 - (5) 浄化槽清掃業者及び指定検査機関と連携をとること。
- 4 浄化槽清掃業者は、次の事項を遵守するものとする。
- (1) 浄化槽管理者又は浄化槽保守点検業者から浄化槽の清掃について通知があったときは、速やかに清掃を実施すること。
 - (2) 浄化槽管理者に、法第 11 条の規定に基づく定期検査について説明するとともに、その手続の委託を受けたときは、速やかに手続を行うこと。
 - (3) 清掃の委託にあたっては、保健所と連携を密にし、設置届出のない浄化槽の発見に協力すること。
 - (4) 浄化槽保守点検業者及び指定検査機関と連携をとること。
- 5 浄化槽設置者は、次の事項を遵守するものとする。
- (1) 浄化槽関係法令等に定める事項を認識し、必要な手続を遅滞なく行うこと。
 - (2) 浄化槽管理者を明確にし、維持管理体制を確立すること。
- 6 浄化槽管理者は、次の事項を遵守するものとする。
- (1) 浄化槽の保守点検又は清掃は、原則として浄化槽保守点検業者又は浄化槽清掃業者に委託すること。
 - (2) 浄化槽の使用者に、規則第 1 条の規定に基づく準則について説明すること。
 - (3) 法第 7 条の規定に基づく設置後の水質検査及び法第 11 条の規定に基づく定期検査を受検し、改善等が必要と認められたときには、速や

- (3) 規則第 5 条第 1 項の規定に基づく最初の保守点検を行った場合、浄化槽管理者に浄化槽使用開始報告書の提出について説明するとともに、その手続の委託を受けたときは、速やかに手続を行うこと。
 - (4) 保守点検の委託にあたっては、保健所と連携を密にし、設置届出等のない浄化槽の発見に協力すること。
 - (5) 浄化槽清掃業者_____と連携をとること。
- 4 浄化槽清掃業者は、次の事項を遵守するものとする。
- (1) 浄化槽管理者又は浄化槽保守点検業者から浄化槽の清掃について通知があったときは、速やかに清掃を実施すること。
 - _____
 - _____
 - (2) 清掃の委託にあたっては、保健所と連携を密にし、設置届出のない浄化槽の発見に協力すること。
 - (3) 浄化槽の保守点検業者_____と連携を密にすること。
- 5 浄化槽設置者は、次の事項を遵守するものとする。
- (1) 浄化槽関係法令等に定める事項を認識し、必要な手続を遅滞なく行うこと。
 - (2) 浄化槽管理者を明確にし、維持管理体制を確立すること。
- 6 浄化槽管理者は、次の事項を遵守するものとする。
- (1) 浄化槽の保守点検又は清掃は、原則として浄化槽保守点検業者又は浄化槽清掃業者に委託すること。
 - (2) 浄化槽の使用者に、規則第 1 条の規定に基づく準則について説明すること。
 - (3) 法第 7 条の規定に基づく設置後の水質検査及び法第 11 条の規定に基づく定期検査を受検し、改善等が必要と認められたときには、速や

かに所要の措置を講じること。

- (4) 放流水が地表面に湧き出る状況が認められた場合は速やかに必要な措置を行うこと。

様式

第1号様式（浄化槽設置（変更）計画書）

[略]

かに所要の措置を講じること。

- (4) 放流水が地表面に湧き出る状況が認められた場合は速やかに必要な措置を行うこと。

様式

第1号様式（浄化槽設置（変更）計画書）

[略]

第 1 - 2 号様式 (公共浄化槽設置 (変更) 計画に係る協議申出書)

様式第 1-2 号 (第 3 条の 2 関係)

公共浄化槽設置 (変更) 計画に係る協議申出書

文 書 番 号
年 月 日

保健所長
特定行政庁 あて

市町村長

公共浄化槽の設置等にあたり、浄化槽法第 12 条の 5 第 4 項 (第 12 条の 5 第 5 項) の規定により、
下記の公共浄化槽の設置 (変更) 計画について協議を申し出ます。

設置場所の地名地番	建築物名称又は使用者氏名	参考事項

注 「参考事項」の欄には、参考となる事項がある場合、記入すること。

(新設)

第1-3号様式（公共浄化槽設置（変更）計画）

様式第1-3号（第3条の2関係）

公 共 浄 化 槽 設 置 （ 変 更 ） 計 画			
		文 書 番 号	
		年 月 日	
設置者 市町村長			
1 設置場所の地名地番			
2 種 類	①浄化槽法に基づく型式認定浄化槽 (名称 認定番号)		
	②その他		
3 処 理 の 対 象	①し尿のみ ②し尿及び雑排水		
4 当該浄化槽において処理するし尿等を排出する建築物の用途及び延べ面積			m ²
5 処理対象人員及び算定根拠	人		
6 処 理 能 力	イ 日平均汚水量	m ³ /日	
	ロ 生物化学的酸素要求量の除去率	%	
	ハ 放流水の生物化学的酸素要求量	mg/l	
7 放流先又は放流方法	①側溝 ②河川 ③湖沼 ④海域 ⑤地下浸透 ⑥その他()		
8 工事を行う予定の浄化槽工事業者の氏名又は名称及び登録番号	氏名又は名称	登録番号	
9 着工予定年月日	年 月 日	10 設置予定年月日	年 月 日
11 使用開始予定年月日	年 月 日		
12 付近の見取図	別紙のとおり		
13 市町村が排水施設を設置する場合における当該施設の概要	有（別紙のとおり） ・ 無		
14 その他特記すべき事項			

(注意) 1 2欄、3欄及び7欄は、該当する事項を○で囲むこと。
 2 12欄は、設置位置、放流経路、放流先、方位、道路及び目標となる地物を明示すること。
 3 14欄は、処理対象人員と使用予定人員が当面異なる場合にその使用予定人員を記入すること。

(新設)

第 1 - 4 号様式 (公共浄化槽設置 (変更) 計画に係る協議について (回答))

様式第 1-4 号 (第 3 条の 2 関係)

文 書 番 号
年 月 日

〇〇市町村長 殿

保健所長
(又は特定行政庁)

公共浄化槽設置 (変更) 計画に係る協議について (回答)

〇〇年〇月〇日付け第〇〇号で協議の申出があった下記の公共浄化槽設置 (変更) 計画について、同意します。

記

1. 浄化槽の設置場所の地名地番
2. 浄化槽の種類
3. 浄化槽の対象人員
4. 浄化槽番号 (※)

※浄化槽番号は、保健所長からの同意書にのみ記載

(新設)

第2号様式（浄化槽の設置（変更）について（通知））

様式第2号

第 号
年 月 日

保 健 所 長 殿

（建築主事（氏名）又は指定確認検査機関（名称））

浄化槽の設置（変更）について（通知）

このことについて、下記の者から別添のとおり浄化槽設置（変更）計画書の提出（※公共浄化槽に伴う建築確認申請）がありましたので、建築基準法第93条第5項の規定に基づき通知します。

つきましては、当該浄化槽に関し貴職の意見を賜りたいので意見があれば御回答願います。

記

住 所	氏 名

公共浄化槽に伴う建築確認の場合は、（※）のとおり記載する。

第2号様式（浄化槽の設置（変更）について（通知））

様式第2号

第 号
年 月 日

保 健 所 長 殿

（建築主事（氏名）又は指定確認検査機関（名称））

浄化槽の設置（変更）について（通知）

このことについて、下記の者から別添のとおり浄化槽設置（変更）計画書の提出がありましたので、建築基準法第93条第5項の規定に基づき通知します。

つきましては、当該浄化槽に関し貴職の意見を賜りたいので意見があれば御回答願います。

記

住 所	氏 名

第3号様式（浄化槽設置届出取り下げ書）

[略]

第3号様式（浄化槽設置届出取り下げ書）

[略]

第3-2号様式（公共浄化槽設置計画取り下げ書）

様式第3-2号

公共浄化槽設置計画取り下げ書

年 月 日

保健所長
特定行政庁 殿

設置者 市町村長

下記のとおり公共浄化槽の設置を中止したので、届け出ます。

記

設 置 場 所	
設 置 計 画 協 議 書 提 出 日	年 月 日
中 止 の 理 由	
中止した浄化槽の種類、人槽	

(新設)

第4号様式（浄化槽設置届出書の取り下げについて（通知））

様式第4号

第 号
年 月 日

特 定 行 政 庁 殿

〇〇保健所長

浄化槽設置届出書の取り下げについて（通知）

浄化槽法第5条第1項の規定に基づき届出のありました下記の者について浄化槽設置届出書の取り下げがありましたので、通知します。

記

1. 設置者住所

2. 設置者氏名

3. 浄化槽の設置場所

4. 設置中止の理由

第4号様式（浄化槽設置届出書の取り下げについて（通知））

様式第4号

第 号
年 月 日

特 定 行 政 庁 殿

〇〇保健所長

浄化槽設置届出書の取り下げについて（通知）

浄化槽法第5条第1項の規定に基づき届出のありました下記の者について浄化槽設置届出書の取り下げがありましたので、通知します。

記

（ 住 所 ）

（ 氏 名 ）

第5号様式（浄化槽設置の中止について（通知））

様式第5号

第 号
年 月 日

保 健 所 長 殿

（建築主事（氏名）又は指定確認検査機関（名称））

浄化槽設置の中止について（通知）

建築基準法第93条第5項の規定に基づき〇〇年〇月〇日〇〇第〇号で通知しました下記
の者について浄化槽の設置を中止する旨の申請等がありましたので、通知します。

記

1. 設置者住所

2. 設置者氏名

3. 浄化槽の設置場所

4. 設置中止の理由

第5号様式（浄化槽設置の中止について（通知））

様式第5号

第 号
年 月 日

保 健 所 長 殿

（建築主事（氏名）又は指定確認検査機関（名称））

浄化槽設置の中止について（通知）

建築基準法第93条第5項の規定に基づき〇〇年〇月〇日〇〇第〇号で通知しました下記
の者について浄化槽の設置を中止する旨の申請等がありましたので、通知します。

記

（ 住 所 ）

（ 氏 名 ）

第 6 号様式（浄化槽放流水地下浸透等確認票）

[略]

第 7 号様式（飲用井戸等確認報告書）

[略]

第 8 号様式（浄化槽等の維持管理に関する誓約書）

[略]

第 9 号様式（浄化槽の（設置・変更）の計画の改善について（勧告））

[略]

第 10 号様式（浄化槽変更（廃止）命令）

[略]

第 11 号様式（浄化槽使用開始報告書）

[略]

第 6 号様式（浄化槽放流水地下浸透等確認票）

[略]

第 7 号様式（飲用井戸等確認報告書）

[略]

第 8 号様式（浄化槽等の維持管理に関する誓約書）

[略]

第 9 号様式（浄化槽の（設置・変更）の計画の改善について（勧告））

[略]

第 10 号様式（浄化槽変更（廃止）命令）

[略]

第 11 号様式（浄化槽使用開始報告書）

[略]

第 12 号様式（浄化槽関係立入検査指導票）

様式第 12 号（第 11 条関係）

浄化槽関係立入検査指導票

浄化槽管理者 浄化槽保守点検業 その他（ ）

1 住 所 : _____

2 氏名・名称 : _____ 連絡先: _____

3 浄化槽設置場所: _____

4 営業所所在地 : _____

5 立入検査等の結果（指導事項等）

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

立入検査等の結果は上記のとおりです。
指導事項については速やかに改善してください。

年 月 日 _____ 保健所 環境衛生指導員氏名

上記の結果を確認しました。
指導事項については速やかに改善します。

年 月 日 _____ 立会人氏名

（新設）

第 13-1 号様式（浄化槽維持管理の改善について（勧告））

様式第 13-1 号

年 月 日

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

殿

〇〇保健所長 ㊟
(〒住所)

浄化槽維持管理の改善について(勧告)

浄化槽法第 12 条第 1 項の規定により、浄化槽の保守点検（清掃）について改善するよう勧告します。

なお、この措置に対してあなたがとられる改善措置を 年 月 日までに報告してください。

1. 浄化槽の設置場所及び名称、処理方式、規模（人槽及び汚水量）
2. 改善しなければならない事項

第 12 号様式（浄化槽維持管理の改善について（勧告））

様式第 12 号

年 月 日

〔氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名〕

殿

〇〇保健所長 ㊟
(〒住所)

浄化槽維持管理の改善について(勧告)

浄化槽法第 12 条第 1 項の規定により、浄化槽の保守点検（清掃）について改善するよう勧告します。

なお、この措置に対してあなたがとられる改善措置を 年 月 日までに報告してください。

1. 浄化槽の設置場所及び名称、処理方式、規模（人槽及び汚水量）
2. 改善しなければならない事項

第 13-2 号様式（浄化槽維持管理の改善について（命令））

様式第 13-2 号

指令 保第 号

浄化槽法第 1 2 条第 2 項の規定により、浄化槽の保守点検（清掃）について改善を命じます。

1. 浄化槽の設置場所及び名称、処理方式、規模（人槽及び汚水量）
2. 改善をしなければならない事項
3. 改善の期限 年 月 日
4. 改善を必要とする理由

年 月 日

〇〇保健所長（氏名） ㊟

- 1 この処分について、不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、沖縄県知事に審査請求をすることができます。
- 2 この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 13 号様式（浄化槽維持管理の改善について（命令））

様式第 1 3 号

指令 保第 号

浄化槽法第 1 2 条第 2 項の規定により、浄化槽の保守点検（清掃）について改善を命じます。

1. 浄化槽の設置場所及び名称、処理方式、規模（人槽及び汚水量）
2. 改善をしなければならない事項
3. 改善の期限 年 月 日
4. 改善を必要とする理由

年 月 日

〇〇保健所長（氏名） ㊟

- 1 この処分について、不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、沖縄県知事に審査請求をすることができます。
- 2 この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 14 号様式（単独処理浄化槽保守点検票）
[略]

第 15 号様式（合併処理浄化槽保守点検票）
[略]

第 16 号様式（浄化槽清掃記録票）
[略]

第 17 号様式（浄化槽技術管理者変更報告書）
[略]

第 18 号様式（浄化槽管理者変更報告書）
[略]

附 則
[略]

第 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別紙 〈公共用水域以外への放流方法〉
[略]

第 14 号様式（単独処理浄化槽保守点検票）
[略]

第 15 号様式（合併処理浄化槽保守点検票）
[略]

第 16 号様式（浄化槽清掃記録票）
[略]

第 17 号様式（浄化槽技術管理者変更報告書）
[略]

第 18 号様式（浄化槽管理者変更報告書）
[略]

附 則
[略]

別紙 〈公共用水域以外への放流方法〉
[略]